

内閣審議官の公募について

平成31年4月26日

内閣官房副長官補付の内閣審議官ポストについて、高い能力を有する職員を出身府省の壁を超えて登用するため、オール霞が関での公募による候補者の選考を行うこととする。

1 公募する職員

内閣審議官（部長級） 3名

2 職務内容

別紙のとおり

3 任期等

任期は原則として2年間とする。

任期終了後は原則として出身府省に復帰するものとする。

4 応募資格

各府省の職員

- ・ 部長級職員に加え、課長級の職員の応募も可能とする。
- ・ 職種、年齢は問わない。

5 応募及び選考の手順

- (1) 応募者は、所属する各府省の人事担当課を通じて、5月17日（金）までに内閣官房副長官補（室）人事担当あて応募するものとする。
- (2) 応募の際には、略歴（写真添付）及び応募理由（様式自由）を提出すること。
- (3) 内閣官房副長官補（室）において書類選考及び面接の上候補者を決定する。

【本件問い合わせ先】

内閣官房副長官補（室）人事担当

電話 5253-2111（代表）

内線 82421 82424

【別紙 1】

公募する内閣審議官（まち・ひと・しごと創生本部事務局次長） の職務内容

まち・ひと・しごと創生本部では、まち・ひと・しごと創生総合戦略の最終年であることから、総合戦略の調査・分析、検証を通じて、総仕上げに取り組んでいるとともに、次期の総合戦略策定に向けた準備を進めているところ

そのような状況の中、新たな視点から専門的かつ集中的な検討が必要な事項に関して、以下のような業務に取り組む。

1. 次期総合戦略策定に向けた、女性にとって魅力ある地域づくり等、新しい視点からの地域づくり・まちづくり等

最近の東京圏の人口集中は、女性の行動による影響が大きく、地方への人の流れを強化するためには、女性にとっての魅力のある地域づくりを進めることが極めて重要。また、潜在的な移住者を増やす観点から、観光をはじめ移動の円滑化など交流人口の増大が必要。

このため、次期総合戦略を策定するに当たり、このような新たな視点から盛り込むべき必要な施策を検討する。

また、次期総合戦略策定後は、上記に関し、施策の更なる深堀を検討するなど、切れ目ない取り組みを進める。

2. 新しい視点からの地方版総合戦略の策定の支援

総合戦略の策定後、多くの地方公共団体において、新たな「地方版総合戦略」の策定に入ることが想定されるが、上記の視点を入れた地域づくり、まちづくりを地方版総合戦略に反映させることが必要である。

このため、地域と連携し、地域の課題や実情に応じて、先駆的な優良事例の紹介、具体的な施策へのアドバイスなど、地方公共団体への政策的な支援を行う。

（求められる能力）

- ・新たに求められている視点からの発想、多様な生活者のニーズの理解など地域づくり、まちづくりに関する深い知見と、その知見を総合戦略の施策として成案にできるような行政経験、データ分析能力など含めた企画・立案能力
- ・次期総合戦略を策定し、あるいは地域版総合戦略を支援する上で必要になる、産官学金労言など様々な主体間との高度な総合調整能力

【別紙2】

公募する内閣審議官（イノベーション推進室審議官）の職務内容

イノベーションに関連が深い司令塔会議である総合科学技術・イノベーション会議、IT総合戦略本部、知的財産戦略本部、健康・医療戦略推進本部、宇宙開発戦略本部、総合海洋政策本部等について、横断的かつ実質的な調整を図る「統合イノベーション戦略推進会議」（以下「推進会議」という。）に係る事務を処理するための「内閣官房イノベーション推進室」の審議官として、以下の業務に取り組む。

1. 統合イノベーション戦略の推進

司令塔会議事務局や関係府省と連携して、「統合イノベーション戦略」（平成30年6月15日閣議決定）を推進するとともに、推進会議の下に設置された「AI戦略」、「安全・安心」、「バイオ戦略」、「量子技術イノベーション」など課題毎の有識者会議やタスクフォースの運営を行い、各戦略の策定及び推進を行う。

2. 更なる科学技術・イノベーション創出の活性化

昨年改正された「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成20年法律第63号）に基づき、人文科学を含む科学技術・イノベーション創出の活性化、国立大学改革、知的財産の利用及び活用の在り方、公募型研究開発に係る資源配分の在り方を検討する。

3. イノベーション関連の司令塔機能の強化

内閣官房・内閣府の業務の見直しを進め、イノベーション関連の司令塔機能強化を図るため、司令塔会議事務局の統合等を検討する。

（求められる能力）

- ・ 法律を含めた制度の改正を伴う戦略の企画立案、推進能力
- ・ イノベーション政策における関係府省等との総合調整能力
- ・ 産業界・学界等との連携・調整能力
- ・ 先端技術分野に係る政策の担当経験及び知見
- ・ マクロ経済学及びミクロ経済学の素養
- ・ 関係各国との国際的連携・調整能力

【別紙 3】

公募する内閣審議官（デジタル市場競争評価体制準備室次長）の職務内容

グローバルに急速に変化するデジタル市場について、競争状況を的確に評価し、国際連携を図りつつ、競争を促進する観点から制度設計の企画立案を行う。

1. デジタル市場に対応した制度設計

デジタル市場における取引環境の透明性・公平性の確保、データを考慮した企業結合審査、データの移転・開放等に関する制度設計の企画立案、調整を行う。

2. デジタル市場の競争状況の評価と国際連携

グローバルなデジタル市場の競争状況について評価するとともに、他国の機関とのネットワークを構築し、国際的な政策連携を行う。

(求められる能力)

- ・ デジタル政策や競争政策やイノベーション政策に関する知見を有すること
- ・ 事業者・関係省庁との高度な総合調整能力を有すること
- ・ 最新のデジタル市場の動向を理解し、未来志向でイノベーションフレンドリーな企画・立案能力を有すること
- ・ 英語等の外国語ができ、外国の行政機関とのネットワークを構築する能力と国際的な交渉経験を有すること